

【第7期 段階別介護保険料年額】

	段 階	保険料 調整率	保険料 (年額)
第1段階	生活保護を受けている人 世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 または前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	0.45	39,960
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	0.70	62,160
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超の人	0.75	66,600
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	0.95	84,360
第5段階 (基準額)	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額＝80万円超の人	1.00	88,800
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	106,560
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	1.30	115,440
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.50	133,200
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の人	1.60	142,080

【次回は介護サービスごとの給付費の推移をお知らせします】

“藤里町地域包括支援センター”

藤里町地域包括支援センターでは、一般介護予防事業の取り組みとして「まち自慢クラブ」を実施しています。その他、男性による予防教室「をとこ組」など、今後も多くのメニューを提供いたしますので、積極的な参加をお願いいたします。

【お問い合わせ先】 藤里町地域包括支援センター（総合福祉センター内） ☎ 79－3100

自宅介護をサポート 家族介護継続支援事業

◆家族介護用品の支給

要介護4～5の方を介護されている家族に対して、紙おむつ、尿とりパッド、使い捨て手袋等消耗品の購入費用（上限あり）を助成するものです。担当ケアマネージャー（介護サービス計画作成者）が管理することになりますので、申請の際は、役場担当又はご利用の支援事業所までご相談ください。

【お問い合わせ先】 藤里町町民課 町民福祉係 ☎ 79－2113